

告示第 276 号

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 9 日

廿日市市長 松 本 太 郎

介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する  
要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の届出)

第 2 条 法第 115 条の 32 第 2 項の規定による届出は、施行規則第 140 条の 40 第 1 項に掲げる事項について別記様式第 1 号により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第 3 条 法第 115 条の 32 第 3 項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第 140 条の 40 第 2 項に基づき、別記様式第 2 号により行うものとする。

(区分の変更の届出)

第 4 条 法第 115 条の 32 第 4 項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第 140 条の 40 第 3 項に基づき、別記様式第 1 号により行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長及び市町村長に対して、情報を提供することができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年12月9日から施行する。